

平 成 1 9 年 度
横 浜 市 コ ン テ ナ タ ー ミ ナ ル 関 連 施 設
事 業 報 告 書

平成 20 年 6 月 30 日

 財 団 法 人 横 浜 港 埠 頭 公 社

目 次

I. はじめに	1
II. 主な業務実施報告事項	1
1. 施設の使用許可に関する業務	1
(1) 施設使用の調整及び許可	3
(2) 施設使用上の制限に関する指導	4
(3) 工作物等の設備の承認	4
(4) 施設及び設備の工事に係る使用者との調整	4
2. 施設及び設備の維持管理に関する業務	4
(1) 点検及び修繕	4
(2) 清掃	6
(3) 巡回	6
(4) その他（「本牧ふ頭BC コンテナターミナルの港湾施設の保守管理等に関する協定」に関する協議・調整等）	6
3. 安全管理に関する業務	7
(1) 事故・災害発生時の対応	7
(2) 交通対策	7
4. 横浜市への報告	7
(1) 緊急時の報告（基本協定書第 25 条）	7
(2) 月次報告（基本協定書第 27 条）	7
(3) 事業報告書（基本協定書第 28 条）及び自己評価の実施（基本協定書第 30 条）	8
5. 帳票等の管理業務	8
6. その他の業務	8
III. その他報告事項（基本協定書第 28 条必須事項）	9
1. コンテナ貨物取扱実績	9
2. 管理運営における施設使用者との協議及び対応状況	9
(1) 調整会議の開催等	9
(2) 利用者アンケート	10
3. 収支決算書	11
(1) 収入	11
(2) 支出	11
(3) 次期繰越資金	11
4. 研修の実施状況について	12

IV. その他（指定管理者申請時の取組み・提案の実施状況等）	13
1. 業務の一元化による利用者サービスの向上	13
(1) 公共・公社コンテナターミナル関連施設の相互融通	13
(2) 迅速な窓口対応	13
(3) 情報提供の充実	13
(4) 利用者に配慮した維持修繕	13
2. 管理コストの削減	13
(1) 最小限の人員配置（効率的な業務執行体制の構築）	13
(2) 事務経費の削減	13
(3) 維持修繕コストの削減	14
3. 利用者意見の反映と国際競争力の強化	14
(1) 利用者からの意見・要望の聴取	14
(2) 効率的な施策の実施や国際競争力の一層の強化に向けた提案	14
4. 公平性、中立性及び安全性の確保	14
(1) 安全対策	14
(2) 緊急時の対応策	15
(3) 法令遵守の推進	15
(4) 個人情報の保護	15
5. その他の提案	16
(1) 公共コンテナターミナル及び関連施設改善への提言	16
(2) ターミナルゲート前の混雑情報の発信	16
V. まとめ - 1年目を振り返って（次年度に向けて）	17

【参考資料】

資料-1 利用者アンケート	21
1. アンケート様式	21
2. アンケート結果	24
資料-2 港湾施設使用料徴収額と横浜港コンテナ取扱量	27
1. 港湾施設使用料徴収額	27
2. 横浜港コンテナ取扱量	27

I. はじめに

平成 19 年度は、横浜市コンテナターミナル関連施設の指定管理者として、埠頭公社がコンテナターミナルを一元的に管理する新たな港湾管理方式が開始された初年度でした。

初年度の業務実施にあたっては、当公社はまず何よりも施設使用者にとって支障のないよう努めるとともに、「コストの削減」、「サービスの向上」を図るなど、効率的・効果的な、使用者本意の管理・運営を目指すことを念頭に、各業務に取り組んできました。

つきましては、初年度を振り返り、平成 19 年 3 月に横浜市との間で締結した「横浜市コンテナターミナル関連施設 指定管理者基本協定書」の第 28 条の規定に基づき、以下のとおり事業報告します。

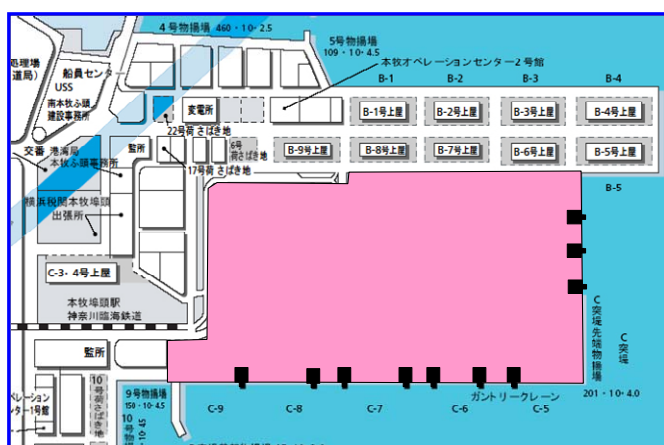
II. 主な業務実施報告事項

1. 施設の使用許可に関する業務

平成 19 年 3 月に締結した「横浜市コンテナターミナル関連施設指定管理者基本協定書」に規定された本牧 BC、本牧ふ頭 D 突堤 1～3 号、大黒ふ頭 T-9 号のコンテナターミナルに係る港湾施設用地・コンテナターミナル用地・荷さばき地・重量物用橋型起重機（ガントリークレーン）・付属施設等の港湾施設の使用許可等に関し、年間を通し、適正かつ迅速に対応しました。

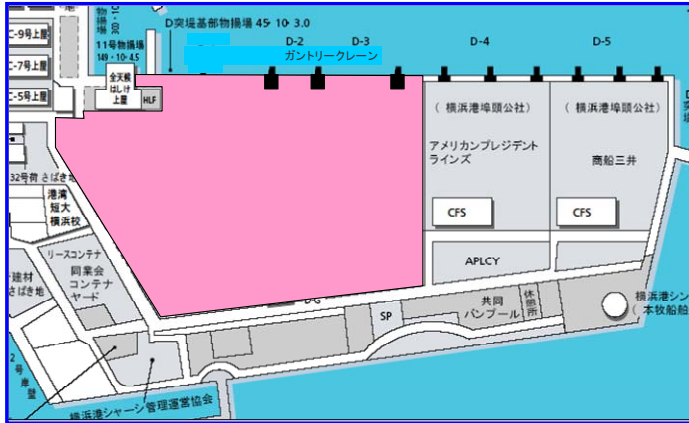
【対象施設と主な管理施設】

◇本牧 BC



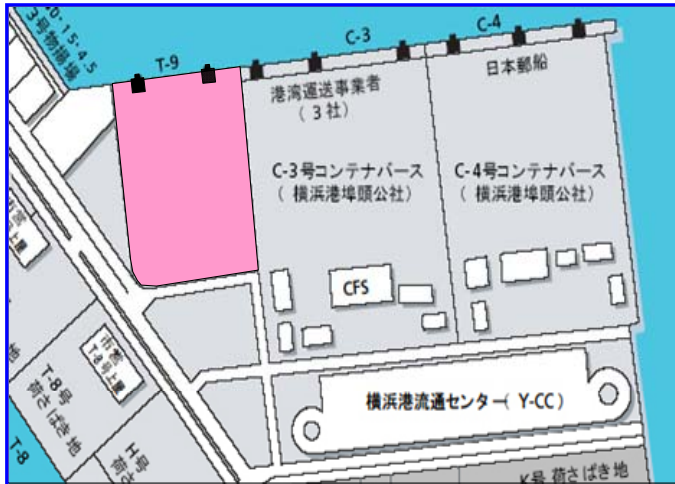
種 別	施 設 名
港湾施設用地 コンテナターミナル用地 荷さばき地	港湾施設用地・コンテナターミナル用地
重量物用橋型起重機 (ガントリークレーン)	BC-1 号重量物用橋型起重機・BC-2 号重量物用橋型起重機 BC-3 号重量物用橋型起重機・C-2 号重量物用橋型起重機 C-3 号重量物用橋型起重機・C-4 号重量物用橋型起重機 C-5 号重量物用橋型起重機・CS-1 号重量物用橋型起重機 CS-2 号重量物用橋型起重機・CS-4 号重量物用橋型起重機

◇本牧ふ頭D突堤1～3号



種 別	施 設 名
港湾施設用地 コンテナターミナル用地 荷さばき地	港湾施設用地・コンテナターミナル用地 1～3号バース荷さばき地 冷凍コンテナ用1～3号荷さばき地
重量物用橋型起重機 (ガントリークレーン)	D-2号重量物用橋型起重機・D-3号重量物用橋型起重機 D-4号重量物用橋型起重機

◇大黒ふ頭T-9号



種 別	施 設 名
港湾施設用地 コンテナターミナル用地 荷さばき地	港湾施設用地・コンテナターミナル用地 T-9号バース荷さばき地 冷凍コンテナ用2号荷さばき地
重量物用橋型起重機 (ガントリークレーン)	T-4号重量物用橋型起重機・T-5号重量物用橋型起重機
附属施設	T-9事務所・休憩所

(1)施設使用の調整及び許可

施設の使用許可に関する申請書、届出書等の処理については、EDI による使用許可申請、公社窓口でのその他申請、届出ともに円滑に対応しました。

なお、平成 19 年度の使用許可件数は、2,420 件となりました。

①本牧 BC

施設名	許可件数
港湾施設用地・コンテナターミナル用地	8
重量物用橋型起重機（ガントリークレーン）	9
合計	17

※重量物用橋型起重機（ガントリークレーン）は 1 年間の専用使用許可。

②本牧ふ頭 D 突堤 1～3 号

施設名	許可件数
港湾施設用地・コンテナターミナル用地	178
1～3 号バース荷さばき地	697
冷凍コンテナ用 1～3 号荷さばき地	755
重量物用橋型起重機（ガントリークレーン）	452
合計	2,082

③大黒ふ頭 T-9 号

施設名	許可件数
港湾施設用地・コンテナターミナル用地	7
T-9 号バース荷さばき地	180
冷凍コンテナ用 2 号荷さばき地	27
重量物用橋型起重機（ガントリークレーン）	107
合計	321

平成 19 年度港湾施設使用許可総件数	2,420 件
----------------------------	----------------

(内訳)

港湾施設用地・コンテナターミナル用地	193 件
荷さばき地	877 件
冷凍コンテナ用荷さばき地	782 件
重量物用橋型起重機（ガントリークレーン）	568 件

(2)施設使用上の制限に関する指導

横浜市港湾施設使用条例第4条、第7条、第8条第1項並びに横浜市港湾施設使用条例施行規則第7条第1項及び第2項、第24条、第32条、第33条、第35条、第36条、第38条に定める施設使用上の各制限に関し適正に使用がなされているか、使用者に対し、適宜確認、指導を行いました。

(3)工作物等の設備の承認

横浜市港湾施設使用条例第6条に定められた工作物等の設備については、港湾局関係課と連携を図りながら、対応しました。なお、平成19年度工作物設置申請は、以下の5件でした。

(工作物設置承認例)

承認日	案件
平成19年5月	本牧ふ頭D突堤内NTT光ファイバーケーブル敷設
平成19年6月	本牧ふ頭BCターミナル内警備ハウス設置
平成19年7月	本牧ふ頭D突堤岸壁改修工事 工事事務所設置
平成19年10月	同上
平成19年12月	同上

(4)施設及び設備の工事に係る使用者との調整

国・横浜市の実施する工事等について、港湾局関係課、使用者と連携し、荷役等に支障のないよう調整・対応しました。

(主な対象工事案件)

主な工事	施工者	調整使用者
本牧ふ頭D突堤岸壁改修工事	国	D-1～3号使用者及びD-4号借受者
本牧ふ頭D突堤照明鉄塔塗装工事	横浜市	D-1～3号使用者
本牧ふ頭BCターミナル ガントリークレーンC-3号機 PLC盤更新工事	横浜市	本牧BC使用者

2. 施設及び設備の維持管理に関する業務

(1)点検及び修繕

利用者サービスの向上、効率的な維持管理及び管理コストの削減を図るため、可能な限り、公社コンテナターミナルと併せて委託・工事を発注、契約することに努めました。

また、日常管理以外の改修や更新が必要な施設については、港湾局関係課へ適宜報告するなど、連携しながら、使用者に支障のないよう調整し、点検・修繕等を行いました。

なお、平成19年度に実施した主な施設の点検・維持修繕は以下のとおりです。

【主な点検及び維持修繕】

①建築及び設備

点検及び維持修繕	実施時期
各施設浄化槽保守点検	平成 19 年 6 月
施設屋根点検清掃	平成 19 年 10 月
建築小破修繕	平成 19 年 7 月～平成 20 年 3 月
空調設備保守点検	平成 19 年 8 月～平成 19 年 12 月

②ガントリークレーン及び関連設備

点検及び維持修繕	実施時期
(大黒) C-3、T-9 号バースクレーン及び電気設備 管理委託	平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月
公共バースコンテナクレーン等管理委託	平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月
その他小破修繕、消耗品購入等 54 件	平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月

③港湾電気設備

点検及び維持修繕	実施時期
消防設備点検整備委託	平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月
電気設備保守委託	平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月
受変電設備定期点検	平成 19 年 12 月～平成 20 年 3 月
公共バース直流電源設備点検業務委託	平成 20 年 2 月～平成 20 年 3 月
公共バース電圧変動防止装置点検業務委託	平成 20 年 2 月～平成 20 年 3 月
その他小破修繕、消耗品購入等 8 件	平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月

④土木施設及び設備

点検及び維持修繕	実施時期
本牧 D-1 区画線設置工	平成 19 年 6 月
大黒 T-9 植栽伐採工	平成 19 年 8 月
本牧 D-1 共通通路舗装補修工事	平成 19 年 10 月
大黒 T-9 ヤード舗装補修工事	平成 19 年 12 月
本牧 D-1 ヤード内舗装補修工事	平成 20 年 3 月

(2)清掃

清掃業務については、基本協定書の仕様書に基づき以下のとおり実施しました。

①本牧ふ頭D突堤コンテナターミナル内道路及び公衆トイレ

内容	実施実績	備考
日常道路清掃	2～3回／週	仕様書作業頻度 2.5回／週
日常公衆トイレ清掃	5～6回／週	仕様書作業頻度 5回／週
道路塵芥処分量	11,444kg／年	

②大黒ふ頭T-9号休憩所清掃

内容	実施実績	備考
日常休憩所清掃	6回／月	仕様書作業頻度 6回／月
日常トイレ清掃	6回／月	
休憩所定期清掃	4回／年	仕様書作業頻度 4回／年

(3)巡回

年間をとおり、原則週2回の巡回等を実施し、施設の利用状況、施設及び設備の損傷や安全面等の確認を行うことなど、施設使用の現状を把握するとともに、円滑な運営のため使用者の要望等の聴取、使用者への指導等を行いました。

(4)その他(「本牧ふ頭BCコンテナターミナルの港湾施設の保守管理等に関する協定」に関する協議・調整等)

年間をとおり、月に1回程度の利用調整会議*を開催するなど、コンテナターミナルの管理運営に関する助言、施設管理上の調整等を円滑に行いました。

※開催状況は、Ⅲ. その他の報告事項 P.9、「2. 管理運営における施設使用者との協議及び対応状況」参照。

に実施するなどし、情報の共有化を図りました。

港湾局との定例調整会議実施状況（業務部経営課と港湾局港湾経営課）		
平成 19 年 5 月 8 日	平成 19 年 6 月 11 日	平成 19 年 7 月 10 日
平成 19 年 8 月 8 日	平成 19 年 9 月 10 日	平成 19 年 10 月 19 日
平成 19 年 11 月 14 日	平成 19 年 12 月 11 日	平成 20 年 1 月 11 日
平成 20 年 2 月 14 日	平成 20 年 3 月 10 日	

(3)事業報告書(基本協定書第 28 条)及び自己評価の実施(基本協定書第 30 条)

基本協定書第 28 条に規定された事業報告については、事業年度終了後速やかに作成（本報告書）のうえ、報告しました。

また、基本協定書第 30 条に規定された自己評価については、本報告書の作成に併せて、実施しました。

5. 帳票等の管理業務

指定管理業務に係る各申請や届出書等の帳票の管理については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に該当する書面も含めて、その管理に細心の注意を払うとともに、港湾局関係課からの要請に速やかに対応できるよう、適切にファイリングのうえ、保管・管理しています。

6. その他の業務

施設使用に係る電子申請について、申請率向上のため、港湾局港湾情報課に同行するなどし、使用者への普及・PR活動を実施しました。（年 4 回）

Ⅲ. その他の報告事項（基本協定書第 28 条必須事項）

1. コンテナ貨物取扱実績

平成 19 年度の公共コンテナターミナルにおけるコンテナ貨物取扱実績は以下のとおりです。

（単位：TEU）

ターミナル	種 別	取扱量
本 牧 B C	輸 入	469,600
	輸 出	409,792
	計	879,392
本牧 D 突堤	輸 入	44,682
	輸 出	37,475
	計	75,388
大黒 T - 9	輸 入	8,906
	輸 出	7,966
	計	16,872
総 合 計	輸 入	523,188
	輸 出	455,233
	合 計	978,421

※なお、当該取扱実績は、使用者からの「コンテナ貨物取扱実績報告書」（月次）を集計したものであり、港湾局より発表される統計数値とは異なります。（港湾局統計数値については、参考資料 P. 27 資料-2 参照）

2. 管理運営における施設使用者との協議及び対応状況

(1)調整会議の開催等

年間を通し、毎月 1 回程度、使用者との調整会議を開催するなど、あらゆる機会をとらえて、使用者の声、要望等の把握に努め、課題等については速やかに対応することに努めました。

①本牧コンテナ事業者会

本牧ふ頭 A 突堤、D 突堤、本牧 BC の使用者（公社コンテナターミナル借受者を含む。）のコンテナ事業者会に出席し、使用者の現状や要望の把握、当該地域における工事や行事等の影響等の調整を実施するとともに、協力依頼などを実施しました。

②本牧 BC ターミナル利用調整会議

本牧 BC 使用者による施設利用に係る会議を開催し、コンテナターミナル管理運営上の課題、施設の維持管理等の指示・助言等を実施しました。

③（大黒）外貿埠頭運営委員会及び大黒ふ頭連絡協議会

大黒ふ頭の使用者（公社コンテナターミナル借受者、その他在来ターミナル使用者を含

む。) から構成される外貿埠頭運営委員会及び大黒ふ頭連絡協議会に出席し、使用者の現状や要望の把握に努めました。

(参考)

会 議	実施・出席状況		
本牧コンテナ 事業者会	平成 19 年 4 月 27 日	平成 19 年 5 月 30 日	平成 19 年 6 月 25 日
	平成 19 年 7 月 11 日	平成 19 年 9 月 27 日	平成 19 年 10 月 30 日
	平成 19 年 11 月 29 日	平成 20 年 1 月 29 日	平成 20 年 2 月 25 日
	平成 20 年 3 月 27 日		
本 牧 B C ターミナル 利用調整会議	平成 19 年 4 月 27 日	平成 19 年 5 月 30 日	平成 19 年 6 月 25 日
	平成 19 年 7 月 17 日	平成 19 年 9 月 27 日	平成 19 年 10 月 20 日
	平成 19 年 11 月 29 日	平成 20 年 1 月 29 日	平成 20 年 2 月 25 日
	平成 20 年 3 月 27 日		
外貿埠頭 運営委員会	平成 19 年 4 月 25 日	平成 19 年 5 月 23 日	平成 19 年 6 月 21 日
	平成 19 年 7 月 19 日	平成 19 年 8 月 23 日	平成 19 年 9 月 20 日
	平成 19 年 10 月 19 日	平成 19 年 11 月 21 日	平成 19 年 12 月 19 日
	平成 20 年 1 月 23 日	平成 20 年 2 月 20 日	
大黒ふ頭 連絡協議会	平成 19 年 5 月 11 日	平成 19 年 7 月 23 日	平成 19 年 10 月 22 日
	平成 20 年 1 月 11 日		

(2)利用者アンケート

公共コンテナターミナル施設使用者の意見、要望等を把握し、使用者にとって、より使いやすい施設運営づくりに反映させるため、「利用者アンケート」を実施しました。

その結果、約 90%の使用者の方々から、「満足」、「普通」等の好意的な回答が寄せられました。

【実施手法】

実施時期：平成 19 年 12 月

対 象：公共コンテナターミナル使用者（船社・代理店 14 社、港運事業者等 9 社）

(主なアンケート結果)

内容	満足 普通	その他
埠頭公社がコンテナターミナルの一元的管理を開始していることについて	100%	0%
埠頭公社による公共コンテナターミナル施設の管理運営方法について	90%	10%
施設使用料金の請求手続き等について	82%	18%
埠頭公社職員の対応について	95%	5%

※アンケート様式、結果等は参考資料 P. 21 資料-1 参照。

3. 収支決算書

平成19年度については、指定管理業務の初年度でありましたが、収入、支出とも当初の計画どおりとなり、以下のとおり、収支は租税公課を含めてほぼ均衡する結果となりました。

(1)収入

(単位：円)

区 分	計画額	収入決定額	備 考
指 定 管 理 料	154,900,000	154,900,000	
業 務 外 収 入		20,608	利息収入
収 入 合 計	154,900,000	154,920,608	

※すべて消費税込み。

(2)支出

(単位：円)

区 分	計画額	支出決定額	備 考
人 件 費	25,540,000	25,540,000	
業 務 管 理 費	11,425,000	11,177,938	清掃業務、その他事務費
維 持 改 修 費	115,520,000	110,228,035	施設管理委託、施設保守、施設小破修繕
管 理 費	2,415,000	2,411,562	事務経費等
支 出 合 計	154,900,000	149,357,535	

※すべて消費税込み。

(3)次期繰越資金

(単位：円)

区 分	決定額
収 支 差 額	5,563,073
消 費 税 納 付 等	5,069,724
合 計	493,349

4. 研修の実施状況について

指定管理者として、公の施設を管理運営していくうえで、必要な知識等について学習するため、以下のとおり研修を実施し、参加しました。(延べ9回、108名参加。)

研修名	実施時期	備考
新人研修(新入社員ビジネス基礎講座)	平成19年4月	1名参加
新人研修(港湾局転入職員研修参加)	平成19年4月	4名参加
横浜港 SOLAS 保安研修会	平成19年5月	2名参加
港湾行政実務研修	平成19年6月	1名参加
横浜港 SOLAS 保安研修会	平成19年8月	2名参加
法令関係研修(コンプライアンス研修)	平成19年10月	47名(全職員参加)
ガントリークレーン安全大会研究発表参加	平成19年11月	2名参加
横浜港 SOLAS 保安研修会	平成20年2月	2名参加
個人情報保護研修	平成20年2月	47名(全職員参加)

IV. その他（指定管理者申請時の取組み・提案の実施状況等）

平成 18 年 12 月に提出した指定管理者の申請書に記載した当該業務に関する公社の取組方針・提案に関する平成 19 年度の実施状況等については、以下のとおりです。

1. 業務の一元化による利用者サービスの向上

(1) 公共・公社コンテナターミナル関連施設の相互融通

横浜港のコンテナターミナルは、本牧及び大黒ふ頭において、公社コンテナターミナルと公共コンテナターミナルが連続し隣接していますが、これまで、貨物の波動性等に柔軟に対応する施設の相互融通には、窓口が二元化していることにより困難な面がありました。

しかしながら、平成 19 年度より、公社が公共コンテナターミナル関連施設の管理者となることにより、それぞれの使用者との調整窓口が一元化され、より迅速に、効率的・効果的に行うことができるようになったと考えています。

（事例）

- ・ 本牧ふ頭 D-4 号のコンテナ貨物量増加に対応した D 公共コンテナヤードの利用調整
- ・ 大黒ふ頭 C-3 号と T-9 号間のヤード利用調整 等

(2) 迅速な窓口対応

施設の使用や工事等の各種相談・協議に係る使用者・関係者の来社に対し、適正かつ迅速に対応、調整しました。

(3) 情報提供の充実

公社ホームページをリニューアルして、従来の公社施設に加え、公共コンテナターミナルの施設情報や施設の使用状況を適宜公社ホームページより発信しています。

(4) 利用者に配慮した維持修繕

公共コンテナターミナルは、複数の使用者が使用しており、現場調整に苦慮した部分もありましたが、現状把握や使用者調整を密にし、使用者にできる限り支障のないよう維持修繕工事等を実施するよう努めました。

2. 管理コストの削減

(1) 最小限の人員配置（効率的な業務執行体制の構築）

管理コストの削減や効率的な業務執行を図るため、職員が複数の業務を兼務すること等により、従来の港湾局人員配置と比較し、可能な限り人員数を抑制しました。（人数 5 人→ 3 人）

(2) 事務経費の削減

管理コストの削減を図るため、事務経費についても、極力公社コンテナターミナルと併せて業務実施を行うこと等により、可能な限り経費の削減に努めました。

(3) 維持修繕コストの削減

維持修繕コストの削減を図るため、可能な限り、公社ターミナルの維持修繕工事等と併せ、発注することにより、諸経費の削減を図りました。(実施内容等については、P. 4～5 参照。)

(一括発注事例)

- ・ クレーン及び電気設備管理委託
- ・ 電気設備保守業務委託
- ・ 消防設備保守点検整備委託
- ・ コンテナバース舗装等補修工事
- ・ 公社管理浄化槽保守点検委託
- ・ 管理棟空調設備他補修工事

※実施内容等については、P. 4～5 参照。

3. 利用者意見の反映と国際競争力の強化

(1) 利用者からの意見・要望の聴取

週 2 回の現場巡回、月 1 回程度の利用者調整会議を開催するなど、施設の現状や利用者の要望等の把握に努めました。(利用者調整会議への参加状況については、P. 9 参照)

また、施設使用者の声を汲み上げ、反映を図るため「アンケート調査」を実施しました。

※アンケート内容、結果等は参考資料 P. 21 資料-1 参照。

(2) 効率的な施策の実施や国際競争力の一層の強化に向けた提案

初年度については、施設の利用者からの意見・要望を把握し、港湾局と連携しながら、可能な限り、その対応について進めてきました。

今後については、初年度に明らかになった課題やその対応について、引続き検討しながら、より効率的な施策の実施や国際競争力の一層の強化に向けた提案等を行っていきたいと考えています。

4. 公平性、中立性及び安全性の確保

(1) 安全対策

公共コンテナターミナルの災害時の体制について、公社ターミナルの運用とあわせ、「災害対策指針」の見直しに着手し、公社内の緊急体制の強化・再構築を図りました。

①安全パトロール活動

週 2 回の現場巡回を通し、施設の不具合、不良箇所の早期発見に努めました。

②埠頭構内夜間及び休日の災害・事故発生の対応について

公社内の緊急連絡体制を再構築し、夜間・休日も含め、24時間対応可能な体制としました。

(2) 緊急時の対応策

災害発生時の円滑な対応として初動活動や体制について検討を進めるとともに、その対応を実施しました。

①災害が予想される場合の防災体制

防災体制の再構築を図るとともに、訓練等についても実施しました。

②台風など災害時の対応

各施設の被害状況等を迅速に把握し、港湾局関係課に報告、連携のうえ、復旧に努めるとともに、以降の荷役に支障のないよう対応しました。

③日常の対応

(安全パトロールと同じく) 週2回の現場巡回等を通し、施設の不具合、不良箇所等の早期発見に努めました。

(3) 法令遵守の推進

公共コンテナターミナルを管理していくうえで、公平性・透明性を確保することは不可欠であり、そのために必要な啓発、研修等を適宜、実施しました。

①事故防止への取組み

安全で、安心な施設の提供を念頭に、役員を含めた課長以上の職員で構成する「運営会議」や各部・課内の会議等で、機会をとらえ、事故防止等の注意喚起、徹底を図りました。

②研修の実施

コンテナターミナルの管理運営を円滑かつ効率的に行うために必要な研修を実施しました。次年度は関係法令の研修に更に力を注いでいきたいと考えています。

※研修の実施状況は、P. 12 参照。

(4) 個人情報の保護

施設の使用許可申請等は、個人情報が含まれる書類であることから、全職員を対象とした個人情報保護に関する研修、コンプライアンスに関する研修を実施するとともに、注意喚起、徹底を図りました。

※研修の実施状況は、P. 12 参照。

5. その他の提案

(1) 公共コンテナターミナル及び関連施設改善への提言

平成 19 年度については、指定管理者として初年度であり、公共コンテナターミナルの現状把握・情報収集に努め、円滑な運営の確保を何より念頭に業務に従事してきました。

こうした中、更に効率的・効果的で利用者本意のターミナル運営を進めていくうえで必要な、①過年度の施設利用状況等データの活用、②周辺の関連用地の一体的利用調整や諸手続き、③老朽化が進む施設への対応などについて、港湾局と連携し、検討していきたいと考えています。

(2) ターミナルゲート前の混雑情報の発信

平成 19 年度の経験や利用者の声を踏まえ、当初の提案をどのように具現化していくことが効果的なのか、次年度以降具体化に向けた検討を進めていきたいと考えています。

V. まとめ－1年目を振り返って（次年度に向けて）

初年度を振り返ると、公共・公社の利用形態の同質化が進んでいるとは言え、業務開始前には想定できなかった慣れない業務も多く、公社職員には業務の拡大への戸惑いもありましたが、港湾局をはじめ、多くの関係者の理解と協力に支えられ、大きなトラブルもなく、順調（円滑）に業務を実施することができたと考えています。

しかしながら、やはり、課題がないわけではありません。

「限られた予算の中で、業務の効率化・管理コストの削減を推進していかなければならないこと。」「施設の維持修繕についても、厳しい予算の中で利用者の要望にどのように対応していくのか。」等幾つかの課題もあるのは事実です。

今後、こうした課題の解決のため、初年度の実績と経験を活かしながら、引き続き、港湾局と緊密な連携を図り、使用者の声を反映させながら、職員一丸となって、「業務の効率化・管理コストの削減」、「利用者サービスの向上」等に向けた様々な施策に積極的に取り組み、効率的・効果的で使用者本位のコンテナターミナル実現に努めていきたいと考えています。

參考資料編

<使用者アンケート>

1. アンケート様式

あてはまるものをマルで囲んでください

埠頭公社の一元的管理について

Q 1. 埠頭公社が、コンテナターミナルを一元的に管理していることはご存知でしたか。

よく知っている 知っている 知らなかった

Q 2. 公共コンテナターミナル施設の管理運営方法について、印象をお聞かせください。

満足している 普通 改善してほしい

Q 3. 公共コンテナターミナル施設の維持・管理について、印象をお聞かせください。

よい 普通 改善してほしい

Q 4. 施設利用料金の請求手続きについて、印象をお聞かせください。

よい 普通 改善してほしい

Q 5. 公社職員の対応（言葉遣い、身だしなみ、接客態度等）はいかがですか。

よい 普通 改善してほしい

上記内容につきまして、ご意見等がございましたら、ご記入ください。

ここからは具体的な項目について、うかがいます。

(船会社・船舶代理店の方は、Q 1 3～Q 1 6にのみお答えください。)

公社の業務一般について

Q 6. 一元化により、公社ターミナルと隣接する公共コンテナターミナル（例：大黒T 9、本牧D 1～3）の利用調整は円滑（または便利）になりましたか。

よい 普通 改善してほしい

Q 7. 申請書類等の提出期日、方法 (FAX、EDI 等) についてどのように思われますか。

よい

普通

改善してほしい

Q 8. 書類手続き・利用調整事務についてどのように思われますか (迅速さ、正確さなど)。

①書類手続きについて

よい

普通

改善してほしい

②利用調整事務について

よい

普通

改善してほしい

Q 9. 施設の保安・警備の状態についてどう思われますか。

よい

普通

改善してほしい

Q 10. 建物のメンテナンス、清掃状況はいかがですか。

よい

普通

改善してほしい

Q 11. 施設について、修繕を希望する箇所があればご記入ください (位置、内容などできるだけ具体的に)。

・ 建築施設および設備 (受電所、事務所・休憩所、ガントリー詰所等)

[]

・ ガントリークレーン関連設備

[]

・ 港湾電気設備 (受変電設備、照明設備、消防設備等)

[]

・ 土木施設および設備 (舗装、フェンス、門扉、標識、岸壁等)

[]

・ その他

[]

2. アンケート結果

公共コンテナターミナル利用者アンケート集計結果について

1. 目的

アンケートを通じ公共コンテナターミナル施設利用者の意見、要望等を把握し、利用者にとってより使いやすい施設運営づくりに反映させる。

2. アンケート実施方法について

配布時期：平成19年11月26日～30日

回収期限：平成19年12月21日

配布方法：管理課担当者が対象者に直接アンケートを配布し、協力を依頼する

回収方法：郵送（切手を貼った返信用封筒を同封）

*アンケートにあらかじめ通し番号をつけ、回収の有無を確認できるようにする
(1～23)

対象者：公共コンテナターミナル利用者、船社、船舶代理店、その他関係団体等

<船会社・船舶代理店>14社

ワイエスエージェンシー、鈴江コーポレーション、橋澤海運、東海運、山九、東京国際埠頭、正和、日通、ウォーレム、住友倉庫、三菱倉庫、上組、東京マリン、三井倉庫

<港運事業者等>9社

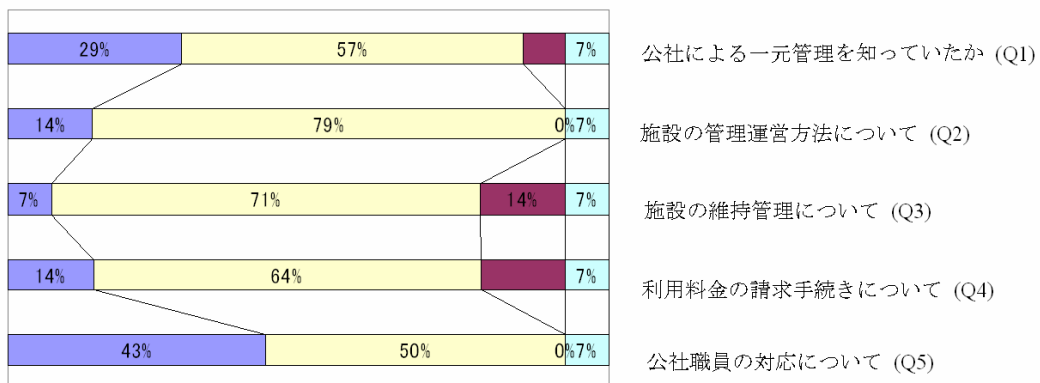
横浜エゼント会（事務局）、横浜港メガターミナル（事務局）、山九、三井倉庫、日通、鈴江コーポレーション、東京国際埠頭、三菱倉庫、住友倉庫

3. 集計結果

回収率 96% (23社中22社)

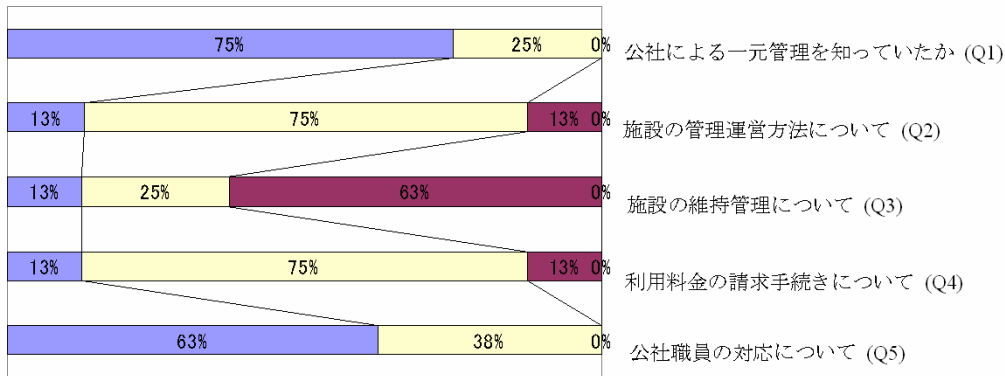
(1) 埠頭公社の一元的管理について

埠頭公社の一元的管理について(代理店)



■よく知っている、満足している □知っている、普通 ■知らなかった、改善してほしい □無回答

埠頭公社の一元的管理について(港運)

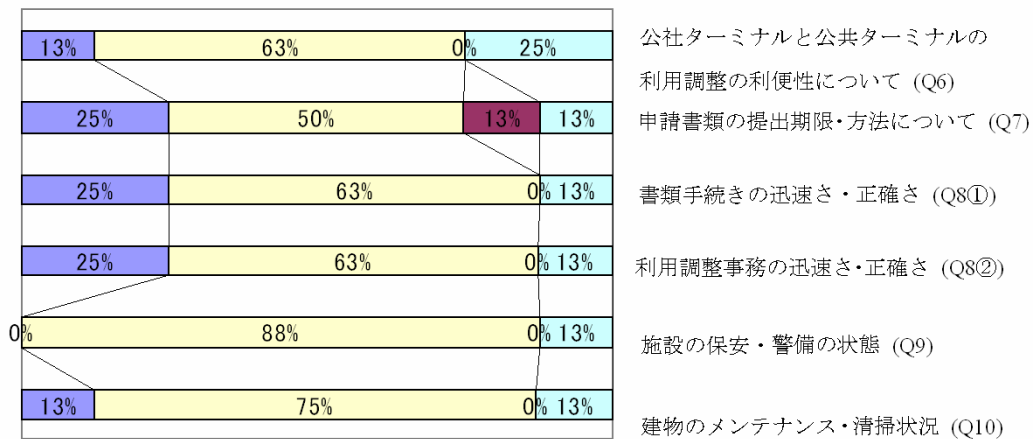


■ よく知っている、満足している □ 知っている、普通 ■ 知らなかった、改善してほしい □ 無回答

- 埠頭公社がコンテナターミナルを一元的に管理していることは、ほぼ全ての利用者（代理店 86%、港運 100%）が「よく知っている」「知っている」と回答した。
- 会社によるコンテナターミナルの一元的管理については、90% 以上の利用者が「満足している」「普通」と回答した（「満足している」14%、「普通」77%）。
- 公社職員の対応（言葉遣い、身だしなみ、接客態度等）については、ほぼ全ての利用者が「満足している」「普通」と回答した（「満足している」50%、「普通」45%「無回答」5%）。
- 一方、施設の維持・管理については、主に港運事業者等から改善要望が出されている（代理店 14%、港運 63% 要望内容については別紙参照）。
- 施設利用料金の請求手続き等については、82%の利用者が「満足している」「普通」と回答した（「満足している」14%、「普通」68%）。

(2) 会社による業務一般について

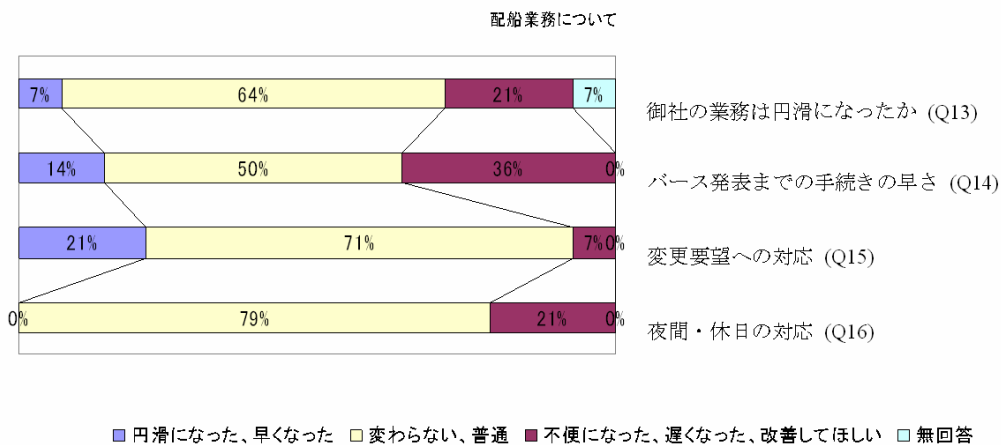
会社の業務一般について



■ 円滑になった、よい □ 変わらない、普通 ■ 不便になった、改善してほしい □ 無回答

- ・ 利用調整事務の迅速さ・正確さ、書類手続きの迅速さ・正確さについては、88%の利用者が「円滑になった」「普通」と回答した（「円滑になった」25%、「普通」63%）。
- ・ 建物のメンテナンス・清掃状況については、88%の利用者が「よい」「変わらない」と回答した（「よい」13%、「変わらない」75%）。
- ・ 利用調整事務の迅速さ・正確さについては、76%の利用者が「よい」「普通」と回答した（「よい」13%、「普通」63%）。
- ・ 申請書類の提出期限・方法（EDI、FAX等）については75%の利用者が「よい」「普通」と回答した（「よい」25%、「普通」50%）。
- ・ 一元化により、公社ターミナルと隣接する公共コンテナターミナル（例：大黒T9、本牧D1～3）の利用調整について、76%の利用者が「円滑になった」「変わらない」と回答した（「円滑になった」13%、「変わらない」63%）。

(3) 配船業務について



- ・ バース発表後の変更要望への対応については、全体の92%が「よい」「普通」と回答した（「よい」21%が、「普通」71%）。
- ・ 公社が配船業務を行うようになったことで、利用者の71%が「（業務が）円滑になった」「変わらない」と回答した（「円滑になった」7%、「変わらない」64%）。
- ・ 申請からバース発表までの手続きの早さについては、全体の64%が「早くなった」「変わらない」（「早くなった」14%、「変わらない」50%）と回答した。
 （注：「遅くなった」という回答が36%あったが、これは、申請後に利用者から変更希望があった場合、変更を受け入れ再度配船を行っているためであり、この点は従来から変わっていない）
- ・ 夜間・休日時の対応については、全体の79%が「普通」と回答した。

＜港湾施設使用料徴収額と横浜港コンテナ取扱量＞

1. 港湾施設使用料徴収額 － 別途受託

(単位：円)

施設名	徴収額（年額）
岸 壁	609,449,039
ふ頭用地	1,357,957,574
荷さばき地	80,524,661
ガントリークレーン	694,023,932
その他（事務所等）	585,600
合計	2,742,540,806

※港湾施設使用料徴収は、本指定管理業務のほかに、横浜市のコンテナターミナルの「一元管理」に不可欠な業務（コンテナ取扱岸壁・その他関連業務）と併せ、料金徴収業務として受託しています。

2. 横浜港コンテナ取扱量

(単位：TEU)

年	H15	H16	H17	H18	H19
取扱量	2,504,627	2,717,630	2,873,276	3,199,882	3,428,112
うち公社	1,853,476	2,032,341	2,239,431	2,179,868	2,341,107
うち公共	651,151	685,289	633,845	1,020,014	1,087,005

※公共分については、本牧 BC、本牧 D-1～3 号、大黒 T-9 号だけでなく他の施設も含むコンテナ取扱量です。

